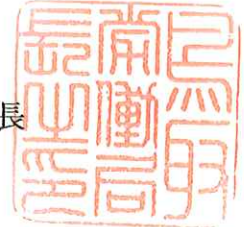


鳥 労 発 基 1125 第 1 号
令 和 6 年 11 月 25 日

関 係 機 関 ・ 団 体 の 長 殿

鳥 取 労 働 局 長



鳥取県特定（産業別）最低賃金改正に係る周知への協力依頼に
ついて

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、鳥取県内の特定の業種に適用される特定（産業別）最低賃金について、下記のとおり改正発効することになりました。

つきましては、改正された最低賃金に係るリーフレットを送付いたしますので、事務所等における掲示や窓口への備え置き等により、最低賃金の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、別添広報文例を参考に、貴職が発行されている広報誌（紙）、ホームページ等に当該最低賃金の改正記事を御掲載いただきますよう、併せてお願いいたします。

おって、広報誌等へ御掲載いただきました折には、お手数をおかけして恐縮ですが、当該広報誌を当局賃金室まで御送付いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、広報文例の電子データ（word版）を希望の場合は、下記のメールアドレス宛その旨ご連絡ください。

記

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金

時間額 963円（令和6年12月19日発効）

鳥取労働局労働基準部賃金室
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
電話 (0857) 29-1705
メール chinginshitsu-tottorikyoku@mhlw.go.jp

鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	957円	令和6年10月5日

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円	令和6年12月19日
	令和6年12月18日までは「鳥取県最低賃金957円」が適用されます。	
鳥取県各種商品小売業最低賃金	*令和6年10月5日から「鳥取県最低賃金957円」が適用されます。（令和6年度の改正はありません。）	

※ 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- 社内の最低賃金の上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう！
業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440
- 経営面・労働面の相談をワンストップで行います。（相談は無料）
働き方改革サポートオフィス鳥取 TEL 0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 TEL0857-29-1705 鳥取労働基準監督署 TEL0857-24-3211

米子労働基準監督署 TEL0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 TEL0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>